

議案第 81 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年（2017 年）9 月 5 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和 41 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表市長の部宝塚市小規模保育事業所選定委員会の項を次のように改める。

宝塚市保育所等選 定委員会	児童福祉法（昭和 22 年法律 第 164 号）に規定する保育 所及び宝塚市家庭的保育事業 等の設備及び運営に関する基 準を定める条例（平成 26 年 条例第 29 号）に規定する小 規模保育事業を実施する事業 所の審査及び選定に関する事 務	5 人	知識経験者 4 人 公募による市民 1 人
------------------	---	-----	--------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。